

【連携施設に関連するFAQ】(27年8月時点)

Q 1. 連携内容の一部しか連携することができない場合でも、連携施設を確保したことになるのか

条例上の連携内容をすべて満たさなければ、連携施設を確保したことにはなりません。連携施設が確保できない場合は、認可にあたって条例上の経過措置が適用されますが、その場合であっても平成32年3月31日までの間に連携施設を確保(設定)する必要があります。なお、連携施設が確保できない期間中(経過措置の適用期間中)は、地域型保育給付費上の減算対象となります。

< 減算額 >

- ・小規模保育事業A・B 1,290円/人 (例:19人定員の場合月24,510円減額)
- ・小規模保育事業C 2,460円/人 (例:10人定員の場合月24,600円減額)
- ・家庭的保育事業 6,170円/人 (例:5人定員の場合月30,850円減額)
- ・小規模型事業所内保育事業 1,290円/人
(例:19人定員の場合月24,510円減額)
- ・保育所型事業所内保育事業 350円/人
(例:70人定員の場合月24,500円減額)

Q 2. 連携の具体的な内容や基準はあるのか。それとも事業者間で「こんな程度でいいよね」と感覚的に決めればそれでいいのか。

連携の具体的な内容・水準については、指針にお示ししている内容を踏まえ、地域型保育事業者において必要と考える連携内容を連携施設と協議して定めてください。

Q 3. 児童の健康診断は連携施設で受けることもできますか。

連携施設で実施できるかどうかは、連携施設と取り交わす協定内容に基づくことになるので、お互いに合意したうえで書面を交わせれば受けられます。なお健康診断に限った話ではありませんが、連携内容に応じて費用が生ずる場合がありますので、連携施設側と諸条件についてよく協議してください。

Q 4. 連携施設に支払う金額は、市が示してくれるのか。

金額については、事業者間で設定することが基本となりますが、公定価格に係る給付費上において連携施設を設定しない場合の減算に係る金額が示されています。その金額が一定の目安になると考えています。(Q1も参照)

Q 5. 市は連携施設を紹介してくれないのか。

連携施設は各事業者で設定することが基本です。ただし、連携施設の設定のため、必要に応じて市が調整を行う場合があります。

Q 6. 連携先を「1か所とした場合」と「複数とした場合」の給付費に差はあるのか。

連携の設置個所数による差はありません。

Q 7. 卒園後の進級先について、経過措置が適用されている（卒園後の受け皿となる連携施設が無い）場合や保護者が連携している以外の施設を希望した場合はどうなるのか。

連携施設に進級するのか、連携施設外へ進級のするのかは保護者等の意思が尊重されるべきと考えます。このため、保育認定に係る市が行う利用調整時には、いずれも「継続児」と同じ扱いにして対応するのが妥当と考えています。

Q 8. 公立保育所と連携できるのか。

今後の検討課題であり、現時点において連携はできません。

Q 9. 経過措置期間中に連携施設を見つけられなかったらどうなるのか。

認可事業を継続するためには、経過措置期間中に連携施設を設定する必要があります。

上記のほか、内閣府において作成の子ども・子育て支援新制度に関する「事業者向けFAQ」もご参照ください。

➤<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/zenbun.pdf>

【指針及び本FAQに関するお問い合わせ先】

➤いわき市こどもみらい部こどもみらい課企画係

➤電 話：0246-22-7483（直通）

➤FAX：0246-22-7029

➤e-mail：kodomomirai@city.iwaki.fukushima.jp